

| 資 料 |

1	函館市基本構想策定経過	46
2	函館市基本構想審議会	46
	(1) 諮問および答申	46
	(2) 審議経過	48
	(3) 委員名簿	48
	(4) 設置条例	49
3	市民等意見の聴取	50
	(1) 市民等アンケートの実施	50
	(2) はこだてトークカフェ(まちづくりワークショップ)の開催	51
	(3) 函館市基本構想(原案)に対する パブリックコメント(意見公募)手続の実施	52
	(4) 市職員による取組	52

1 函館市基本構想策定経過

2015(平成27)年

- 3月 ……………次期総合計画策定方針の決定
- 5月～6月 ……市民等アンケートの実施

2016(平成28)年

- 1月 ……………市職員ワールドカフェ(まちづくりワークショップ)の開催
- 3月 ……………函館市基本構想審議会条例の改正
函館市基本構想の議決に関する条例の制定
- 3月～4月 ……はこだてトークカフェ(まちづくりワークショップ)の開催(4回)
- 5月 ……………函館市基本構想審議会の設置
函館市総合計画策定庁内ワーキングチームの設置
- 9月 ……………函館市基本構想審議会から答申
函館市総合計画策定庁内ワーキングチーム報告会の開催
- 9月～10月 ……函館市基本構想(原案)に対するパブリックコメント(意見公募)手続の実施
- 12月 ……………函館市基本構想の議決・決定

2 函館市基本構想審議会

(1) 諮問および答申

函館市基本構想審議会 会長 川嶋 稔夫 様	函 企 計 平成 28 年 5 月 10 日
函館市長 工 藤 壽 樹	函館市基本構想について（諮問）
新たな函館市総合計画の策定にあたり、函館市基本構想審議会条例第 2 条の規定に基づき、市の総合計画における基本構想（2017～2026）について、貴審議会の意見を求めます。	

函館市長 工藤 壽樹 様	平成 28 年 9 月 5 日
函館市基本構想審議会 会長 川嶋 稔夫	函館市基本構想について（答申）
平成 28 年 5 月 10 日付け函企計で諮問のありました「函館市基本構想（2017～2026）」について、4 回にわたり鋭意審議を重ねた結果、行政はもとより、市民や企業、団体といったまちづくりのあらゆる主体が、大幅な人口減少が避けられないといった状況をしっかりと受け止め、危機感をもって、自らの思考と行動により函館のまちを転換させる気概が醸成されるよう、別添「函館市基本構想（素案）に対する意見」を尊重し、成案化されるよう答申します。	

函館市基本構想（素案）に対する意見 平成 28 年 9 月 函館市基本構想審議会
I 構想素案全般について ア 10 年間の構想ではあるが、20 年後、30 年後を見据えた基本構想にする必要がある。 イ 人口減少が前提となっているが、人口の増加は難しくても減少を抑制しようという取組が必要である。 ウ 取組にあたっては、目標となるまちの姿を想定し、その姿から現在を振り返って今何をすれば良いかを考えるという、バックキャストिंगの手法で進めていく必要がある。 エ まちづくりの主役は市民である。地域の課題は地域の住民が解決すべきであり、行政の役割はその環境整備であるため、市民の手でまちを良くしていかなければいけないという部分を打ち出した方が良い。 オ これまでの手法にとらわれず、思い切った事業を展開して取り組んでいくべきである。そうすることで、新たな財源が生まれる可能性もある。 カ 現状を見て悲観的になる必要はなく、マイナス面も別の視点で見れば新たな糸口となることもある。 キ 函館に住んでいる人も、戻って来た人も、市外から来た人も、函館が好きで未来に残したいというようなまちをつくりたい。 ク 2016（平成 28）年度までの基本構想の成果と課題を踏まえ、新たな 10 年間の基本構想を策定すべきである。 II 構想素案個別事項について （掲載省略）

(2) 審議経過

回数	開催日	会議内容
第1回	2016(平成28)年5月10日	・会長、副会長の選出 ・諮問
第2回	2016(平成28)年6月29日	・基本構想(素案)第1章～第3章の審議
第3回	2016(平成28)年7月27日	・基本構想(素案)第4章～第5章の審議
第4回	2016(平成28)年8月22日	・基本構想(素案)第4章の審議 ・審議会答申案の決定

(3) 委員名簿

委員数 20名(学識経験3名, 団体推薦14名, 公募2名, その他1名)

区分	氏名	所属	役職	備考
学識経験	かわしまとしお 川嶋稔夫	公立はこだて未来大学	教授	会長
	きむらひでお 木村暢夫	北海道大学	教授	
	ほしのりつこ 星野立子	北海道教育大学	教授	
団体推薦	あらきとしやす 荒木敏安	連合北海道函館地区連合会	会長	
	おくのひでお 奥野秀雄	函館市社会福祉協議会	会長	
	かまだみつお 鎌田光夫	函館市内漁業協同組合長連絡協議会	会長	
	さかいこうじ 酒井康次	函館商工会議所	専務理事	
	ささきみつよ 佐々木満代	函館市文化団体協議会	副会長	
	しばやひろみち 柴谷廣道	函館市亀田農業協同組合	代表理事・組合長	
	しんやただし 新谷則	函館市町会連合会	会長	
	なかざわあつし 中澤篤	北海道建築士会函館支部	理事・まちづくり委員長	
	はらこはるみ 原子 はるみ	函館市子育て支援ネットワーク	代表	副会長
	ふじもりかずお 藤森和男	函館国際観光コンベンション協会	専務理事	
	ほんまきとし 本間 哲	函館市医師会	会長	
	ほんましゅんぞう 本間 俊三	函館市体育協会	副会長	
	まるふじきぞお 丸藤 競	NPOサポートはこだて	理事・事務局長	
	やまだてる輝 山田 輝	函館市PTA連合会	常任委員	
公募	こうだたくろう 香田 琢郎			
	としきみねこ 土佐 峯子			
その他	おくだいらおさむ 奥平 理	函館市生活交通協議会	会長	

(4) 設置条例

函館市基本構想審議会条例 (設置)
第1条 市の総合計画における基本構想の策定に資するため、函館市基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (所掌事務)
第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画における基本構想について調査審議し、その結果を答申するものとする。
(組織)
第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 各種団体の推薦する者 (3) 公募による者 (4) その他市長が必要と認める者
3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されたものとする。 (会長および副会長)
第4条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。
2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
2 会長は、審議会の会議の議長となる。
3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (委員以外の者の出席)
第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
(部会)
第7条 審議会は、第2条の所掌事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。 (庶務)
第8条 審議会の庶務は、企画部において処理する。 (補則)
第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。 附 則
1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。 (次のよう略) 附 則（平成28年3月15日条例第3号） (施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。 (特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)
2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

3 市民等意見の聴取

(1) 市民等アンケートの実施

- ・実施期間 2015(平成27)年5月30日～6月12日[14日間]
- ・対象人数等

対 象	配 付 数	回 答 数	回 答 率
函館市内在住の20歳以上の者	3,000人	931人	31.0%
函館市への転入者※	500人	173人	34.6%
函館市からの転出者※	500人	157人	31.4%
函館市内の高校生・大学生等	1,529人	1,118人	73.1%
計	5,529人	2,379人	43.0%

- ・調査項目

区 分	共 通 項 目	その他の項目
函館市内在住の20歳以上の者	・属性に関する質問	・函館市の今後のまちづくりに関する質問 ・結婚・出産・子育てに関する質問
函館市への転入者※	・函館のまちへの満足度に関する質問	・函館市の今後のまちづくりに関する質問 ・転入に関する質問
函館市からの転出者※	・函館市の魅力に関する質問	・転出に関する質問
函館市内の高校生・大学生等		・函館市の今後のまちづくりに関する質問 ・結婚・出産・子育てに関する質問 ・卒業後の進路に関する質問

※転入者および転出者は、2015(平成27)年3月～4月の期間に転入・転出された方を対象

(2) はこだてトークカフェ(まちづくりワークショップ)の開催

- ・開催期間 2016(平成28)年3月6日～4月2日[計4回]
- ・開催日・会場・参加人数

会 場	亀田福祉センター	地域交流 まちづくりセンター	恵山 コミュニティセンター	函館アリーナ	計
開 催 日	3月6日(日)	3月12日(土)	3月30日(水)	4月2日(土)	
参加人数	24人	21人	20人	27人	92人

- ・はこだてトークカフェの内容
方 法

テーマ毎に自由に語り合い、その都度席を移動し、最後に意見を共有

テーマ

- (1) 函館の特徴(良いところ、悪いところ)
- (2) 理想の函館の未来像
- (3) 将来の函館のために私たちができること

意見の共有

- (2)と(3)のテーマで一番印象に残った意見を全員で出し合い、意見を共有

《はこだてトークカフェで出された意見》 [私たちにできること]

観光・イベント・情報発信	子ども・若者に関すること
観光都市函館を 市民が考える 行政任せにしない 問題から目を背けない	子どもたちに 過去の歴史を伝授する
観光客を市民みんなで おもてなし(観光ガイド化)	子どもと若い人たちが 集まるような場をつくる
函館のことを 発信する	大学の後輩を 地域に 押し出す (紹介する)
地域の イベント に参加する	子育て(結婚) しやすい 支援を
函館に ついて考 え語り合う	函館のもの を買って、 食べる
新しい施設 を作らず 今ある施設 を有効活用	函館に住み 続けること
市政を注視し 選挙で意見を出す	公共交通を 利用する
函館ブランドを活かした 商品開発	運転マナーに気をつける
まちづくりに関すること	暮らしに関すること
	花を植え、ゴミを拾い まちを綺麗にする



(3) 函館市基本構想(原案)に対するパブリックコメント(意見公募)手続の実施

- ・ 募集期間 2016(平成28)年9月28日～10月27日
- ・ 意見提出者数 個人7 団体3(意見総数35件)

(4) 市職員による取組

- ア 市職員ワールドカフェ(まちづくりワークショップ)の開催
- ・ 開催日時 2016(平成28)年1月6日
 - ・ 参加人数 28人

イ 函館市総合計画策定庁内ワーキングチームの設置・報告

- ・ 実施期間 2016(平成28)年5月19日～9月30日
- ・ 参加職員 14人(主査以下の若手職員)
- ・ 開催状況 全体会議6回, 報告会
- ・ プロジェクト報告
 - ①「函館市における少子化対策への提言」
 - ②「IT先端都市を目指し一雇用の創出による若者の定住促進」
 - ③「マチと交通再編による活性化構想」



【函館市民憲章】 1977(昭和52)年5月3日制定

(前文)

わたくしたちは、北海道の文化発祥の地、函館に住む市民です。

山と海にかこまれた美しい自然を誇り、すぐれた市民性をはぐくんできた函館を、いつそう住みよい都市に発展させるため、わたくしたち市民とまちの理想像をかかげ、ここに市民憲章を定めます。

(本文)

- 1 真心あふれる函館市民、あたたかいまち
- 1 健康で働く函館市民、にぎわうまち
- 1 文化を誇る函館市民、はぐくむまち
- 1 自然を生かす函館市民、きれいなまち
- 1 郷土を愛する函館市民、のびゆくまち

【都市宣言】

○ 安全都市宣言 1961(昭和36)年3月6日

産業の近代化によつて、わが国勢は著しい発展を遂げているが、他面においては、招かざる悲惨な災害がそのあとを絶たない。

幸福をもたらすべき産業文化の発展のかげに起る多数の災害により、市民生活に及ぼす有形無形の損失は計り知れないものがある。

われわれは、これら災害の絶滅を期するため、函館市の各界を打つて一丸とする市民全体の力をもつて強力にこれに対処しなければならないことを確信するものである。

ここに当市における安全組織の総力を結集し、市民生活の信条を安全第一として、災害のない、明るい都市建設に邁進するため、函館市を「安全都市」とする。

○ 核兵器廃絶平和都市宣言 1984(昭和59)年8月6日

わたくしたち函館市民は、美しい自然を誇り、すぐれた市民性をはぐくんできた函館を住みよい都市に発展させるため、市民とまちの理想像を市民憲章に定めています。

わたくしたちは、この理想が、世界平和の達成なくしてはありえないことを認識しています。

わたくしたち函館市民は、核戦争の危機が叫ばれている今日、世界で唯一の被爆国の国民として、また、平和憲法の間から、世界の人々とともに、再びこの地球上に被爆の惨禍が繰り返されることのないよう、核兵器の廃絶を強く訴えるものです。

わたくしたち函館市民は、非核三原則の堅持と恒久平和の実現を願い、明るく住みよい幸せな市民生活を守る決意を表明し、ここに核兵器廃絶平和都市の宣言をします。

○ 国際観光都市宣言 1989(平成元)年8月1日

函館は、美しい自然、豊かな温泉、そして異国情緒あふれるまち並みや歴史的文化遺産などの観光資源に恵まれた、魅力ある都市です。

世界の国々から訪れる方々を、私たち函館市民が温かい真心で迎え、感動とやすらぎのなかで、再び函館を訪れたいとなるような、人情味あふれる観光地づくりをすることが、観光都市函館のねがいです。

歴史と文化のかおり高い美しい街函館の、より一層の飛躍を目指し、全市民の総意と熱意をもって、ここに「国際観光都市・函館」を宣言します。

○ スポーツ健康都市宣言 1992(平成4)年10月10日

わたくしたち函館市民は、スポーツと健康づくりを通じて、からだと心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざし、ここに「スポーツ健康都市」を宣言します。

- 1 スポーツと健康づくりに励み、たくましいからだと豊かな心を育てます。
- 1 スポーツと健康づくりに親しみ、明るくすこやかな生活を営みます。
- 1 スポーツと健康づくりを通じて、友情とふれあいの輪を世界に広がります。

○ いきいき長寿都市宣言 1994(平成6)年12月10日

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にすることのまちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。
- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。
- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

函館市基本構想[2017-2026]

2016(平成28)年12月策定

2017(平成29)年3月発行

発行／函館市
(企画部 計画推進室 計画調整課)

〒040-8666 函館市東雲町4番13号
TEL 0138-21-3693



函館市基本構想

[2017～2026]